

## 福島県福祉サービス第三者評価結果公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、福祉サービス第三者評価の結果公表について必要な事項を定めることにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

### (報告)

第2条 評価機関は、評価終了後3カ月以内に評価結果等を県へ報告するものとする。

### (公表)

第3条 県は、評価を受審した事業者(以下「事業者」という。)の同意を得て、県のホームページ等において評価結果等を公表する。

### (公表の方法)

第4条 評価結果は、別途定める「福祉サービス第三者評価結果表」により公表する。

### (公表期間)

第5条 第3条における評価結果の公表期間は、公表した日から3年間とする。

### (受審済証)

第6条 県は、第3条の公表を行ったときには、事業者が当該評価を受審し公表したことを証明する受審済証を交付する。

2 受審済証の様式は別途県が定める

### (市町村への情報提供等)

第7条 県は、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成18年4月12日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年2月24日から施行する。

### 附 則

第1条 この要領は、平成22年5月21日から施行する。

第2条 第6条については、平成20年度公表分から適用する。

附 則

第1条 この要領は、平成24年7月2日から施行する。

第2条 第7条については、平成24年度公表分から適用する。